

韓国知的財産ニュース 2018 年 4 月後期

(No. 365)

発行年月日：2018 年 5 月 2 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、4 月 16 日から 30 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律一部改正法律
- 1-2 特許法施行令一部改正令
- 1-3 商標法一部改正法律
- 1-4 特許法一部改正法律
- 1-5 デザイン保護法一部改正法律

関係機関の動き

- 2-1 大徳の特許専門家が一堂に会し、現場の声を制度に反映する
- 2-2 知財権教育のために特許庁と大韓女性科学技術人会が提携する
- 2-3 特許庁、災難・安全業務をする公務員を対象に知的財産教育を実施
- 2-4 特許庁、アイデア・技術奪取行為を直接調査・是正勧告
- 2-5 遺伝資源の出所公開などに対する意見聴取を行う
- 2-6 第 4 次産業革命関連の特許なら 6 カ月で審査終了
- 2-7 海外特許取得の手引き、PCT 説明会を開催
- 2-8 知的財産による革新成長と雇用創出、現場からその解答を導く
- 2-9 特許審判院、開院 20 周年記念「知的財産国際シンポジウム」開催
- 2-10 特許庁、政策実名制を強化し、国民とのコミュニケーション力を高める！

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 特許庁、海外知財権紛争コンサルティング支援事業説明会を開催
- 3-2 米国での知財権紛争対応戦略、現地の専門家に相談を
- 3-3 特許庁、宅配代理店が運営する模倣品流通組織を摘発

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 商標に東南風が吹く
- 4-2 フランチャイズ運営の安定化を図るために商標制度の改善を推進
- 4-3 海外商標ブローカーへの大規模な共同対応支援事業を本格化
- 4-4 商標出願に清浄空気の風が吹く！

その他一般

- 5-1 心で世界を動かす
- 5-2 うちの町のガス配管は、地震に安全？
- 5-3 第4次産業革命で弾みがついたスマート衣類

法律、制度関連

1-1 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律一部改正法律

電子官報（2018.4.17）

法律第15580号 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律一部改正法律

第2条第1号ナ目中「表紙と」を「表紙（商品販売・サービス提供方法、又は看板・外観・室内装飾など、営業を提供する場所の全体的な外観を含む）と」にし、同号ダ目中「表紙と」を「表紙（他人の営業であることを表示する表紙については商品販売・サービス提供方法、又は看板・外観・室内装飾など、営業を提供する場所の全体的な外観を含む）と」にし、同号チャ目をカ目にし、同号にチャ目を次のとおり新設する。

チャ. 事業提案、入札、公募など、取引交渉又は取引過程で経済的価値を持つ他人の技術的又は営業上のアイデアが含まれた情報をその提供目的に違反して自分又は第三者の営業上の利益のために不正に使用するか、他人に提供して使うことにする行為。ただし、アイデアの提供を受けた者が提供を受けた当時、既にそのアイデアを知っているか、そのアイデアが同業界で広く知られた場合はその限りではない。

第7条第1項中「第2条第1号カ目からサ目まで及びザ目」を「第2条第1号（ア目とカ目は除く）」にする。

第8条中「第2条第1号カ目からサ目まで及びザ目」を「第2条第1号（ア目とカ目は除く）」にする。

第14条の7を次のとおり新設する。

第14条の7（記録の送付など）第5条に基づく損害賠償請求の訴が提起された時、法院

は必要な場合、特許庁に対し第7条に基づく不正競争行為などの調査記録(事件関係人、参考人、又は鑑定人に対する審問調書及び速記録、その他裁判上の証拠になる一切のものを含む)の送付を要求することができる。

第15条第2項中『表示・広告の公正化に関する法律』を「表示・広告の公正化に関する法律」、「下請取引の公正化に関する法律」に、「バ目まで及びチャ目」を「バ目まで、チャ目及びカ目」にする。

第18条第3項第1号中「ア目及びチャ目」を「ア目、チャ目及びカ目」にする。

附則

この法は公布後3ヶ月が経過した日から施行する。

◇改正理由

零細・小商工人などが一定期間努力した結果、一般消費者に知られた売り場の室内外装飾など、営業の総合的外観を無断で使い、零細・小商工人の営業に甚大な損害を及ぼす不公正な行為が多様な形態で発生しているにも関わらず、現行の営業表紙を保護する規定はこれに対する保護の有無が不明な部分があり、これを明確に規定して需要者の利益を保護する必要がある。

また、中小・ベンチャー企業、又は開発者などの経済的価値を持つアイデアを取引相談、入札、公募展などで取得し、何の補償もせずこれを事業化して莫大な経済的利益を得るが、開発者はむしろ廃業に追い込まれるなど、企業の営業活動に深刻な弊害を引き起こしている。

しかし、アイデア使用に対する明示的契約を締結していない、又は特許など登録による保護のための具体的要件を満たしていない場合、相当な被害を被っても救済する明確な規定がなく、損害賠償はもちろん使用禁止を要請することも難しい実情であるため、本改正により中小・ベンチャー企業及び開発者の斬新なアイデアを積極的に保護し、これを違反した行為に対し、特許庁長が調査・是正勧告をすることで健全な取引秩序を維持するためである。

◇主要内容

- イ. 国内で広く認識されている他人の商品の販売・サービス提供方法、又は看板・外観・室内装飾など、営業場所の全体的な外観と同一又は類似のものを使い、他人の営業上の施設又は活動と混同を招く行為を禁止する(第2条第1号ナ目及びダ目)
- ロ. 事業提案、入札、公募など、取引交渉及び取引過程で経済的価値を持つ他人の技術的、又は営業上のアイデアをその提供目的に違反し、自分又は第三者の営業上の利益

のために不正に使用するか、他人に提供して使うようにする行為を不正競争行為の類型に新設し、提供されたアイデアが同業界で広く知られていたか、アイデアの提供を受けた者が当時、既に知っていた事実を立証する場合は免責されるようにし、違反行為に対して調査・是正勧告の権限を付与する（第2条第1号チャ目新設など）

ハ. 不正競争行為に対する損害賠償請求の訴が提起された場合、法院が特許庁に対して調査記録の送付を要求することができるようにする（第14条の7新設）

1-2 特許法施行令一部改正令

電子官報（2018.4.24）

大統領令第28819号 特許法施行令一部改正令

特許法施行令一部を次のとおり改正する。

第9条第2項の2を次のとおり新設する。

2の2. 人工知能又はモノのインターネットなど、第4次産業革命関連の技術を活用した特許出願

◇改正理由及び主要内容

第4次産業革命関連の特許技術の迅速な権利化を支援するために人工知能又はモノのインターネットなど、第4次産業革命関連の技術を活用した特許出願に対しては他の特許出願より優先審査できるようにするためである。

1-3 商標法一部改正法律

電子官報（2018.4.17）

法律第15581号 商標法一部改正法律

商標法一部を次のとおり改正する。

第3条第2項中「加工する者のみ」を「加工する者で」にする。

第217条第3項から第6項までをそれぞれ第4項から第7項までにし、同条に第3項を次のとおり新設し、同条第5項（従来の第4項）中「第3項」を「第4項」にする。

③第2項に基づき、商標文書の電子化業務を委託された者（以下、商標文書電子化機関）の役職員又は役職員であった人は職務上、知ることになった商標登録出願中である商標に関して秘密又は盗用してはならない。

第 217 条第 7 項（従来の第 6 項）中「第 2 項に基づき、商標文書電子化業務を委託された者（以下、この項で「商標文書電子化機関」という）が同項に基づく産業通商資源部令で定める施設及び人材の基準を満たしていない場合は」を「商標文書電子化機関が第 2 項に基づく産業通商資源部令で定める施設及び人材の基準を満たしていない場合、又は役職員が職務上、知ることになった商標登録出願中である商標に関して秘密又は盗用した場合は」にし、同項に後段を次のとおり新設する。

この場合、予め意見を述べる機会を与えなければならない。

附則

この法は公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。ただし、第 3 条第 2 項の改正規定は公布後 3 ヶ月が経過した日から施行する。

◇改正理由及び主要内容

現行法は地理的表示団体表彰登録を受けることができる者について「その地理的表示を使用できる商品を生産・製造・加工する者のみで構成された法人」に限定している。しかし、このような出願人の適格は流通と販売をする法人を制限しており、出願人に過度な規制と認識される側面があるため、「生産・製造・加工する者のみで」という文言の「のみで」部分を削除し、流通・販売をする法人も出願人になり得るように出願人適格を緩和することで、別途の法人設立に伴う出願人の不便を解消し、地域経済活性化を図るためである。

また、電子化機関の役職員が職務上、知ることになった商標登録出願中である商標に関して秘密又は盗用した場合も電子化機関に是正措置を要求することができるようにし、電子化機関が従わない場合は委託を取り消せるようにするためである。

1 - 4 特許法一部改正法律

電子官報 (2018. 4. 17)

法律第 15582 号 特許法一部改正法律

特許法一部を次のとおり改正する。

第 58 条第 3 項及び第 4 項をそれぞれ第 4 項及び第 5 項にし、同条に第 3 項を次のとおり新設する。

③特許庁長は第 1 項の業務を効果的に遂行するために必要だと認める場合は、大統領令で定める専任機関に専門機関業務に対する管理及び評価に関する業務を代行させることができる。

第 58 条の 2 第 1 項第 2 号中「第 58 条第 4 項」を「第 58 条第 5 項」にする。

第 217 条第 1 項第 1 号中「第 58 条第 1 項又は第 3 項」を「第 58 条第 1 項、第 3 項又は第 4 項」にする。

第 217 条の 2 第 7 項前段中「産業通商資源部令で定める施設及び人材の基準を満たしていない場合は」を「産業通商資源部令で定める施設及び人材の基準を満たしていない場合、又は役職員が職務上、知ることになった特許出願中である発明に関して秘密又は盗用した場合は」にする。

第 226 条の 2 中「専門機関」を「専門機関、第 58 条第 3 項に基づく専任機関」にする。

附則

この法は公布後 3 ヶ月が経過した日から施行する。ただし、第 217 条の 2 第 7 項の改正規定は公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。

◇改正理由及び主要内容

特許庁長は専任機関を通じて、専門機関が遂行する先行技術調査業務に対する管理及び評価を実施し、その結果により、各専門機関の先行技術調査業務量を配分することにし、専任機関に対する書類搬出の許容及び秘密漏洩罪の適用時、公務員に擬制するためである。

また、電子化機関の役職員が職務上、知ることになった特許登録出願中である発明に関して秘密又は盗用した場合も電子化機関に是正措置を要求することができるようにし、電子化機関が従わない場合は委託を取り消せるようにするためである。

法律第 15579 号 デザイン保護法一部改正法律

デザイン保護法一部を次のとおり改正する。

第 28 条第 2 項第 1 号中「郵便物の通信日附印で」を「郵便法令に基づく通信日付ハンコに」にし、同項第 2 号中「郵便物の通信日附印で」を「郵便法令に基づく通信日付ハンコに」に、「郵便物受領証によって証明した日」を「郵便局に提出した日（郵便物受領証で証明した日をいう）」にする。

第 208 条第 7 項前段中「産業通商資源部令で定める施設及び人材の基準を満たしていない場合は」を「産業通商資源部令で定める施設及び人材の基準を満たしていない、又は役職員が職務上、知ることになったデザイン登録出願中であるデザインに関して秘密又は盗用した場合は」にする。

附則

この法は公布後6ヶ月が経過した日から施行する。ただし、第28条第2項第1号及び第2号の改正規定は公布日から施行する。

◇改正理由

法治国家での法律文章は一般国民が分かりやすくすることでその法を遵守することができるようにし、国民の正しい言語生活における手本にならないが、韓国の法律文章には依然として一般国民が理解できない難い法律用語表現が多数残っており、法制処でも整備対象用語に選定した日本式表現である「日附印」を「日付ハンコ」へと表現を変更するためである。

また、電子化機関の役職員が職務上、知ることになったデザイン登録出願中であるデザインに関して秘密又は盗用した場合も電子化機関に是正措置を要求することができるようにし、電子化機関が従わない場合は委託を取り消せるようにするためである。

◇主要内容

- イ. 法制処でも整備対象用語に選定した日本式表現である「日附印」を「日付ハンコ」に変更する（第28条第2項第1号及び第2号）
- ロ. 特許庁長は電子化機関の役職員が職務上、知ることになったデザイン登録出願中であるデザインに関して秘密又は盗用した場合も電子化機関に是正措置を要求することができるようにし、電子化機関が従わない場合は委託を取り消せるようにする（第208条第7項）

関係機関の動き

2-1 大徳の特許専門家が一堂に会し、現場の声を制度に反映する

韓国特許庁（2018.4.16）

- 特許庁、「第1次大徳特許協議会」を開催 -

韓国特許庁は第4次産業革命時代を迎え、急変する産業環境に備えるために現場の声を聞く、政府、企業、公共研などが参加する「大徳特許協議会」を作り、4月17日（火曜）午後2時、大田の大徳テックビズセンター（TBC）で「第1次大徳特許協議会」を開催すると発表した。

「大徳特許協議会」は、大徳研究開発特区（以下、大徳特区）に所在する企業、公共研などの特許実務者が一堂に会し、特許制度の利用者として感じる制度上の不備や政策の方向について自由に意見を述べ、これを基に産業現場に役立つ特許政策を導き出すために開かれる。

協議会のメンバーとしては韓国タイヤなどの大企業をはじめ、研究ベースの革新的な中小企業、国策研究を行う公共研究機関など計 13 カ所が参加する。今後、参加希望の企業などを対象に協議会のメンバーを随時募集し、できる限り多様な声に耳を傾ける計画である。

17 日に開催される「第 1 次大徳特許協議会」のテーマは、「第 4 次産業革命に備えた特許政策・制度改善の方向」である。

今年上半期、特許庁で推進する「人工知能など、第 4 次産業革命関連技術の優先審査」、「3D プリンティングのデータ転送などによる間接侵害規定の整備」、「中小企業の出願に対する先行技術調査結果の事前提供事業」などの主な政策を発表し、これに対する現場の専門家から意見を聴取する予定である。

これにより、第 4 次産業革命関連の特許政策に産業現場が求める内容を反映することができるだろう。

特許庁特許審査制度課の課長は「大徳特区にはさまざまな研究機関や革新的な企業が集まっているため、特許出願が活発な地域（*）だ」とし、『大徳特許協議会』を通じて産業現場と政策当局間の距離を縮め、特許制度の改善方向を正しく確立することができるだろう」と意気込んでいた。

*2016 年 12 月時点、研究機関 45、企業 1,669 社、研究者 7 万人、研究費 7.8 兆ウォン
2016 年の年間特許出願件数 1,759 件、特許登録件数 4,447 件

特許庁は今後、四半期ごとに大徳特許協議会を開催し、産業・研究現場の意見を踏まえた政策の改善に取り組む。協議会の開催後は協議会の議論事項に関する国民の意見を聞く討論ページをホームページに設ける予定である。

2-2 知的財産権教育のために特許庁と大韓女性科学技術人会が提携する

韓国特許庁 (2018. 4. 16)

- 女性科学技術人と大学生向けの知的財産権アカデミーを開催 -

韓国特許庁との大韓女性科学技術人会（*）は、4月17日（火曜）午後5時に忠南大学で「第6回知的財産権アカデミー」を開催する。

*大韓女性科学技術人会は1993年創立、大学や出損研究院、公共機関や産業界など、さまざまな機関で活動する理工系の女性科学技術人（博士号取得者72%）1,680人が会員登録している韓国初の女性科学技術人の専門団体である。

特許庁と大韓女性科学技術人会は、女性科学技術人が知的財産権を活用して研究開発の成果を保護し、知的財産権の専門家と知識共有・情報交換する機会を提供するために、2014年から毎年、知的財産権アカデミーを共同開催している。

第6回知的財産権アカデミーには女性科学技術人の知的財産に関する融合知識涵養と女性科学技術人の知識共有の一環として、忠南大学リンク事業団とWISSET忠清圏域事業団の大学生が参加する。

アカデミーでは「技術移転を視野に入れたIP-R&D」（弁理士）、「人工知能、第4次産業革命時代における未来の人材」（博士）、「知的財産業務関連の資格紹介」（審査官）の順で講演が行われる。

「技術移転を視野に入れたIP-R&D」では、研究開発段階から知的財産権の活用を考える戦略を紹介する。「人工知能、第4次産業革命時代における未来の人材」では、超融合・超連結をキーワードにする第4次産業革命時代に融合的思考に基づき、革新的な変化を誘導する未来の人材像について紹介する。

近年、知識ベース社会で知的財産権の創出、保護、活用の重要性が増しており、それに関するさまざまな能力が求められている。「知的財産業務関連の資格紹介」ではこうしたニーズに合わせ、関連業務に関する情報を提供し、弁理士、IP情報検索士、IP情報アナリスト、企業技術価値評価会社、特許管理士、技術取引士など、関連資格に関する有用な情報が紹介される。

特許庁特許審査3局の局長は「今回のアカデミーで研究開発をする女性科学技術人と将来の技術開発の主演である大学生に IP 関連知識などを提供し、知的財産権と IP サービス業に対する認識がさらに広がる契機になることを期待している」とし、「今後も大韓女性科学技術人会との交流活動に伴い、相互協力がさらに活気づくだろう」と述べた。

大韓女性科学技術人会長は「これまで知的財産権アカデミーは、会員の知的財産権の理解向上に重点を置いたが、今回は理解向上とともに会員の専門知識を大学生と共有することができ、有意義な場になるだろう」と述べた。

2-3 特許庁、災害・安全業務をする公務員を対象に知的財産教育を実施

韓国特許庁 (2018. 4. 16)

- 出張教育を通じて国民の安全を守る創造的なアイデアを発掘 -

韓国特許庁は第4回国民安全の日(4月16日)を迎え、災害と安全業務をする警察庁、消防庁、海洋警察庁の公務員18万人を対象にし、発明や知的財産の教育を実施する。

これは今年の2月7日、特許庁、警察庁、消防庁、海洋警察庁が締結した知的財産の活性化に向けた業務協約(*)によるものである。

※業務協約: ①「国民安全発明チャレンジ」合同開催、②知的財産権の創出・管理および活用力強化、③知的財産の認識を高めるための教育など

今回の教育では、災害・安全分野の責任を負う専門家が現場を体験し、感じたさまざまなアイデアを発明に発展させる「アイデア発想法」と、アイデアを知的財産権として権利化することができる知的財産権などについて紹介する。

教育を契機に現場で働く公務員の知的財産意識を高め、安全な現場を作るためのアイデアを発掘し、現在公募中の「国民安全発明チャレンジ」への出品を誘導する計画である。

まず、4月16日の「国民安全の日」を迎え、消防庁消防科学研究室研究員40人を対象に教育を始め、17日には泰安海洋警察署など、全国地方警察庁、消防庁、海洋警察庁など30の機関を訪問し、教育を実施する。

教育に参加できない公務員は、オンラインで同じ教育を受けることができる。

(<http://safetyinvention.kr>)

特許庁産業財産政策局の局長は「今回の出張教育は、災難現場で働く公務員が培った経験や技術、ノウハウなどを発掘することができる有意義な機会」と述べた。

続いて「国民安全発明チャレンジを通じて発掘された優秀なアイデアが技術として高度化し、安全・安心な社会の構築に役立つことを期待している」と付け加えた。

2-4 特許庁、アイデア・技術奪取行為を直接調査・是正勧告

韓国特許庁 (2018. 4. 17)

- 改正不正競争防止法、7月18日施行 -

米ニューヨークのある発明者は、玩具会社に奇抜なアイデアを提案した。試作品まで受け取った玩具会社は一方的に協議を打ち切り、同じような製品を製造して販売した。発明者は訴訟を起し、裁判で勝訴した。

今後韓国でもこのようなアイデア奪取行為が禁止される。韓国特許庁は取引関係でのアイデア奪取行為を禁止する内容を含む、改正不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律（以下、改正不競法）を4月17日に公布し、7月18日から施行すると発表した。

中小企業の技術奪取による被害例が相次いでいる。中小企業は悔しいと訴えるが、ほとんど訴訟で負けてしまう。技術奪取が特許で保護される前のアイデアの段階で起こる場合が多いためである。中小企業が取引成立のために、アイデアを提供する機会が多いため、営業秘密流出を制裁することも困難である。このように大企業が事業提案、入札、公募展などで取得した中小企業や個人のアイデアを無断で事業化することを防ぐことは容易ではなかった。

このような問題を解決するために、改正不競法は他人のアイデアを奪取してタダ乗りする行為を規制する。事業提案、取引相談、入札、公募展などの取引関係で提供を受けたアイデアを、提供の目的に反して不正に使用することを不正競争行為の類型に加えた。法改正により、被害者は損害賠償請求、差止請求などの民事的措置を取ることができる。ただし、提供を受ける側が既にそのアイデアを知っている、又はそのアイデアが業界に広く知られていることを証明すれば免責されることができる。

特許庁は7月18日、法施行とともにアイデア奪取事件に対する調査を開始し、違反行為については是正勧告をする予定である。これは訴訟費用や証拠収集の負担がないため、中

小・ベンチャー企業、個人発明者の紛争解決に役立つとみられる。調査過程で収集した資料は、民事訴訟でも証拠として活用できる。

改正不競法には商店のインテリア、看板、外部デザインなど、営業場所の全体的な外観（トレードドレス）を模倣する行為を禁止し、特許庁が調査・是正勧告をする内容も盛り込まれている。ジュシー（Juicy）、ペッタバンなど低価格のジュース店、コーヒー専門店が人気となり、それを模倣する「Me too ブランド」が広がっている。改正法の施行により、このようなタダ乗りによる小商工人および消費者の被害を防ぐことができるだろう。

特許庁産業財産保護協力局の局長は「特許庁が積極的に乗り出し、中小企業のアイデア・技術奪取による被害を解決する」とし、「今後、是正勧告の実効性を担保するために是正命令および命令不履行罪の導入も推進していきたい」と明らかにした。

2-5 遺伝資源出所開示などに対する意見聴取を行う

韓国特許庁（2018.4.19）

- 産業通商資源部、特許庁と共同で専門家懇談会を開催 -

韓国の産業通商資源部と特許庁は、「遺伝資源および関連伝統的知識の出所開示（*）に関する国際社会の動向を利害関係者と共有し、今後、国際交渉での適切な対応策を模索するために、「遺伝資源などの出所開示に関する知的財産権専門家の懇談会」を2018年4月20日（金曜）に開催すると発表した。

* 遺伝資源（植物、動物、微生物など）および関連伝統的知識を利用した発明に対する特許を出願したいとき、提供国・原産地などの出所を記載

これまで遺伝資源および関連伝統的知識は自由に使われてきたが、2010年に名古屋議定書が採択されてからは遺伝資源などの利用から発生する利益を、遺伝資源および関連伝統的知識を提供する者と原則として共有しなければならない。

また、遺伝資源提供国（中国、インドなどの遺伝資源富国）は、名古屋議定書の効果的履行のために産業化の基礎となる特許出願に遺伝資源および関連伝統的知識の出所を開示するよう、既に求めているため、こうした国に遺伝資源関連の特許を出願する企業は、細心の注意を払う必要がある。

また、最近、世界知的所有権機関（WIPO）や世界貿易機関（WTO）、さまざまな自由貿易協定（FTA）で遺伝資源などの出所開示の国際規範化を進める動きが具体化している。そこで、関連動向を共有し、韓国関連業界から意見聴取を行い、今後、韓国企業の利益を最大化する方策を模索するために、今回の懇談会が開催される。

今回の懇談会では、政府側が WIPO と FTA での最近の動向を発表し、今後の国際機関および国際交渉での対応戦略について議論が行われる予定であるが、

大韓弁理士会、大韓化粧品協会、韓国バイオ協会、韓国知識財産研究院、韓国製薬バイオ協会、韓国生命工学研究院、韓国知識財産協会などの専門家は、遺伝資源などの出所開示をめぐる国際規範の議論が韓国業界にとって過度な負担にならないよう、政府側に綿密な対応の注文をつけると予想される。

産業通商資源部と特許庁は、今後、遺伝資源などの出所開示をめぐる国際社会の議論をきめ細かくモニタリングする一方、韓国の利害関係者への影響を考え、国際機関および国際交渉での対応を継続的に強化していく計画である。

2-6 第4次産業革命関連の特許なら6カ月で審査終了

韓国特許庁（2018.4.23）

- 改正特許法施行令、2018年4月24日から施行 -

韓国特許庁は第4次産業革命関連の7大技術分野の特許出願を、優先審査の対象に追加する改正特許法施行令を2018年4月24日から施行すると発表した。

優先審査とは、国レベルの政策や出願人の利益のために緊急処置が必要な出願を、通常の出願より早く審査する制度である。現在は発明を実施している出願、ベンチャー企業による出願、外国特許庁と優先審査することで合意した出願などが優先審査の対象となっている（計18）。

今回、優先審査の対象に追加される第4次産業革命関連の7大技術分野は、昨年、特許庁が世界初で完成した新特許分類体系（*）に含まれる技術として、人工知能、モノのインターネット、3Dプリンティング、自動運転車、ビッグデータ、知能型ロボットおよびクラウドコンピューティングである。

*従来の特許分類体系のコードと並行して新特許分類体系のコードを補って分類

優先審査の対象になると、特許登録までの平均期間が一般審査の3分の1に過ぎない6カ月となり、該当技術分野の企業、大学、研究所などによる迅速な特許取得が可能になる。

人工知能、モノのインターネットなど第4次産業革命関連の技術は、変化の周期が非常に短いため、優先審査による迅速な権利化への支援は、企業の競争力向上はもちろん、海外進出にも大きく役立つとみられる。

第4次産業革命時代を迎え、近年、主要国も特許審査に変化を与えている。日本は昨年、モノのインターネット専門審査チームを新設し、今年は人工知能などの新しい技術を考慮して、ソフトウェアの発明に関する審査基準を整備した。中国も昨年、情報通信技術を保護するために、営業方法およびソフトウェア発明の特許保護を強化した。

特許庁特許審査企画局の局長は「今回の優先審査対象拡大は、新特許分類体系の完成など、昨年から推進した第4次産業革命関連の特許政策の延長線上にある」とし、「特許庁は今後も第4次産業革命に対応した新たな審査組織の新設、専門審査官の増員、融合・複合分野に対する3人審査制の導入などの審査政策を積極的に推進し、人工知能、モノのインターネットなど、第4次産業革命に関する韓国の技術がグローバルな競争力を備えるように後押ししたい」と明らかにした。

2-7 海外特許取得の手引き、PCT説明会を開催

韓国特許庁 (2018. 4. 24)

韓国特許庁と世界知的所有権機関 (WIPO) は、海外特許権を確保して世界への進出を目指す輸出型企業を支援するために、2018年4月25日 (水曜) 午前10時、サムジョンホテルのゼラニウムホール (ソウル江南区) で特許協力条約 (Patent Cooperation Treaty、PCT) 制度に関する説明会を開催する。

PCTは1978年に発効し、今年で40年となった国際条約である。一回の特許出願により、全てのPCT加盟国で出願した効果がある簡素で便利な国際出願制度である。

開始当時のPCT加盟国数は、米国、ドイツなど13カ国に過ぎなかったが、現在は152カ国が加盟している。PCT国際出願件数は1978年には459件にとどまったが、2017年には約243,000件となっており、韓国・米国・日本・中国・欧州などの特許先進国の割合が80%以上を占めている。

韓国特許庁は1984年36番目にPCT条約に加盟し、1997年にPCT国際調査機関となった。2007年に韓国語がPCT国際公開言語に採択された後、韓国出願人によるPCT出願件数が急増し、2017年には米国、中国、日本、ドイツに次いで5番目に多い、約15,800件が出願された。

今回の説明会では、最近のPCT制度の現状、出願方法、国際調査段階および国際調査報告書を受けた出願人の対応方法について説明する。国際調査報告書を受けた出願人は出願を補正したり、追加検索の要請を受けたりするなどして各国での特許審査を受ける段階に入るため、説明会では各段階の手続きについて分かりやすく紹介する。また、韓国出願人の利便性向上のために2017年10月に新設されたePCTについても紹介する。

*ePCTとは、インターネットにアクセスするだけで出願書の作成や補正、出願の進行状況などが確認できるシステムである。

特許庁特許審査制度課の課長は「今回の説明会は、海外進出を目指す韓国出願人のPCTに対する理解度を高めるために行われる」とし、「韓国企業による海外特許権の確保に役立つと期待している」と述べた。

2-8 知的財産による革新成長と雇用創出、現場からその解答を導く

韓国特許庁 (2018. 4. 25)

- 韓国特許庁長、済州知識財産の現場を訪問し、企業家との懇談会を開催 -

韓国特許庁長は26日、特許庁の知的財産創出支援政策の成果を確認するために「済州知的財産現場訪問」を行い、中小企業の知的財産政策への需要を把握し、知的財産経営者を激励するために「済州知的財産経営者との懇談会」を開く。

今回の知的財産現場訪問は、特許庁の知的財産支援事業の成果を点検し、現場で必要とされる政策需要を確認するために行われる。

訪問企業は2014年、特許庁のIPスター企業育成支援事業(*)の対象に選定されたPNIカンパニー(**)であり、VRシミュレーター関連の「カスタマイズ特許マップ」、「特許出願」、「デザイン開発」の支援を受けた。

*成長可能性が高い有望な中小企業を地域別に選定し、3年間、企業が必要とする知的財産総合支援を行うことで、地域を代表する知的財産企業に育成する事業。現在は、「グローバル IP スター企業育成事業」に変更（年初選定）

**VR シミュレーター・コンテンツおよび 3D アニメーションを開発する VR ソリューション専門企業

PNI カンパニーは支援を受ける間、積極的な知的財産ベースの経営を行い、知的財産権 24 件を出願した。支援を受ける前後を比べると、売上高 246%増、雇用人数 145%増という成果を上げ、企業の成長に「IP スター企業育成支援事業」が奏功したことを裏付けた。

現場訪問の後は、濟州特別自治道と濟州地域の知的財産経営企業家と共に「濟州知的財産経営者との懇談会」を開催する。

ここではグローバルな IP スター企業であるスムビ（*）の代表が濟州企業の特徴や知的財産ベースの経営の必要性について発表する。

*濟州の海女文化をベースにする文化コンテンツ制作企業

濟州未来有望産業（*）の育成に欠かせない知的財産権のいち早い確保と、企業の革新的成長を政府が積極的に後押しするために、企業が必要とする知的財産政策に関する意見を聴取する。

*濟州特別自治道は、産業間の融合・複合による新しい産業育成と雇用創出のために、「第 4 次産業革命時代における濟州未来有望産業育成戦略（2018-2020）」を策定

特許庁長は「中小企業が激しい競争で生き残り、グローバル市場に進出するためには、強い知的財産権の確保と有効な活用戦略が必要だ」とし、「現場訪問と企業家とのコミュニケーションにより、中小企業が抱える知的財産関連の問題点を解決し、現実的に役立つ政策を積極的に推進していきたい」と強調した。

2-9 特許審判院、開院 20 周年記念「知的財産国際シンポジウム」を開催

韓国特許庁 (2018. 4. 25)

韓国特許庁は 2018 年 4 月 25 日 (水曜) 午前 10 時、インペリアルパレスホテル (ソウル 江南区) で、特許審判院、韓国知識財産研究院、韓国発明振興会と共同で「知的財産国際シンポジウム」を開催した。

今回のシンポジウムは特許審判院の開院 20 周年を記念し、今後の特許審判院の役割と将来の政策方向について議論するために開催された。

世界の知的財産分野をリードしている先進 5 カ国 (韓国、米国、中国、ヨーロッパ、日本) の審判機関長と世界知的所有権機関 (WIPO) が初めて一堂に会し、審判分野における国際協力の活性化や審判品質の向上など、将来の政策方向について議論した。

特許庁長は、歓迎の辞で、韓国の審判の歴史は約 70 年となるが、1998 年に特許審判院が設立されてから本格的な成長を成し遂げたとして、特許審判院は過去 20 年間、口述審理制度の導入、遠隔映像口述審理システムの構築など、顧客中心のさまざまな政策を展開しており、最近も「審判官倫理綱領」の制定・施行、審判長・審判官の開放型採用、審判品質諮問委員会への外部専門家の参加など、公正・透明な審判のための努力を続けていると述べた。また、こうした努力が実を結び、特許審判院の審判を不服として提訴する割合が開院初期の 20% から昨年 11% までに激減したと付け加えた。

シンポジウムに参加した主要国の審判機関長は、最近、知的財産をめぐる紛争は次第に大型化、グローバル化しているが、各国の審判制度が異なるため、相手国の制度を理解するための特許審判分野における国家間の協力がこれまで以上に重要な時期に来ていると訴えた。

また、審判統計、審決文などの審判情報の相互交換と公開、審判制度の比較研究などの審判機関間の活発なコミュニケーションが必要だと軌を一にした。

特許審判院長は、知的財産分野における先進 5 カ国の審判機関長と「特許協力多国間会議」を開催して 5 カ国の審判機関が定期的に参加する審判協力協議体 (仮称: 国際特許審判院長会議) の新設を提案し、各国から協力するという同意を得た。

特許審判院はこれを機に、今後 5 カ国と具体的な協力策を導き出し、「審判協力 MOU」を締結するなど、審判分野における国際協力をリードしていく計画である。

今回のシンポジウムには審判分野における国内外の産学研の関係者 300 人余りが参加し、盛況を博した。開幕式では特許審判院の設立と審判制度の革新に貢献した元韓南大学教授（産業通商資源部長官賞）と有功者 11 人への表彰式が行われた。

参加者は、各国の審判機関長が紹介する最近の審判動向と今後の政策方向に関心を寄せ、審判の公正性および専門性の向上、迅速な紛争解決に向けた審判制度の改善策など、今後の特許審判院の政策方向について白熱した議論を交わした。

2-10 特許庁、政策実名制を強化し、国民とのコミュニケーション力を高める！

韓国特許庁（2018. 4. 27）

- 特許庁、2018 年度政策実名関連の課題 31 件を公開 -

韓国特許庁は知的財産関連の主要政策 31 件に対する主要内容や推進経過、政策担当者の実名などを特許庁ホームページ（www.kipo.go.kr）に公開し、2018 年度特許庁政策実名制を本格的に実施すると発表した。

政策実名制とは、行政機関で策定・施行される主要政策に参加した関係者の実名と推進内容などを記録・管理し公開することで、政策の透明性や責任性を高めるとともに国民の知る権利を保障する制度である。2013 年から実施され、今年で 5 年目を迎える。

特許庁は国民とのコミュニケーションを強化するために、今年初めて国民が政策実名を要請する「国民申請実名制（*）」を実施し、対内外の専門家からなる政策実名制審議委員会（**）を通じて国政課題関連政策 6 件を含め、計 31 件の政策実名関連の課題を公開することにした。

* 特許庁ホームページに国民申請実名制コーナーを作り、一カ月間（3 月 2 日～3 月 30 日）国民が希望する政府事業および政策公開に関する国民の意見を聴取する

** 特許庁企画調整官を委員長にし、教授などの外部委員と主務課長などの内部委員ら計 12 人が参加して政策実名制審議委員会を開催（2018 年 4 月 13 日）

さらに、一般国民がより簡単に政策実名公開課題を検索できるように年度別の検索機能を追加し、正確な事業名称を知らなくても政策又は事業の性格により検索できるカテゴリー別の分類（*）も行う予定である。

* (例) グローバルな IP スター企業育成→ (企業支援) グローバルな IP スター企業育成

特許庁企画調整官は「今年は政策実名課題を公開する時期が早まり (*)、政策検索もより簡単になるため、知的財産政策に関する国民とのコミュニケーションがより活発になるだろう」とし、「特許庁は政策実名制の施行前から審査・審判関連文書に担当者の実名を記載するなど、公開的で透明な行政サービスを提供しており、今年に強化された政策実名制の施行により、政府政策に対する国民の信頼はもっと高まると見込まれる」と述べた。

* 政策実名課題を公開する時期：(2016 年) 9 月→ (2017 年) 5 月→ (2018 年) 4 月

2018 年度における特許庁の政策実名公開課題は特許庁ホームページの情報公開コーナーで確認できる。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 特許庁、海外知財権紛争コンサルティング支援事業説明会を開催

韓国特許庁 (2018. 4. 17)

- 輸出状況に合わせた支援を推進 -

K 社はモノのインターネット (IoT) 技術を適用したマットレスのメーカーである。同社は海外市場進出を準備していた時、紛争予防コンサルティングを申請した。その結果、回避設計により、新規特許 5 件を出願した。これを基に海外のマットレスシェア 2 位のメーカーと仮契約を結び、他のグローバルなモーションベッドメーカーとの協業も進めている。

M 社は、歯の神経治療に使われる根管充填材のメーカーである。同社は欧州への輸出を準備していた時、競合社である欧州の A 社から警告状が送られ、紛争対応コンサルティングを申請した。その結果、無効化および回避設計案を作り、欧州への輸出を再開した。

韓国特許庁は、輸出 (予定) 中小・中堅企業向けの「国際知的財産権紛争コンサルティング支援事業」に関する説明会を 4 月 18 日 (水曜) 14 時、ポスコ P&S タワー (ソウル 駅三洞) で開催する。

国際知的財産権紛争コンサルティング支援事業とは、紛争予防を希望する企業には海外の競合社との特許紛争リスクについて調査し、関連情報やリスク回避戦略などを提供し、紛争対応を希望する企業には警告状への対応から交渉、訴訟までに必要な対応戦略を提供する事業である。

この事業により、企業は国内外の知的財産権の専門家からのコンサルティングに必要とされる費用の最大70%まで(中小企業基準、中堅企業は50%)支援を受けることができ、昨年は640社が支援を受けた。

特に、今年は企業の輸出状況に合わせたコンサルティングを支援するために予防支援の類型を改編した。輸出の準備、輸出初期など、4段階に分けて需要者の状況に合わせたコンサルティングサービスを提供する。

さらに、紛争発生リスクが高いICT融合、新素材、バイオヘルスなど、新成長産業分野への支援強化のために、企業を選定する段階で該当企業に加点を与えるなどして優遇する予定である。

特許庁の関係者は「海外進出中小企業はいつでも知的財産権紛争の当事者になり得るため、コンサルティング支援事業により、紛争の事前予防や穏便な問題解決になるだろう」とし、「輸出段階別に支援することで、企業が直面した輸出状況に必要な支援が行われるように力を入れたい」と述べた。

コンサルティング支援は4月18日(水曜)からオンラインで申請できる。事業公告文と詳細については、「国際知財権紛争情報ポータル(IP-NAVI)」(www.ip-navi.or.kr)で確認できる。

事業説明会への参加を希望する企業は、韓国知的財産保護院のホームページ(www.koipa.re.kr)で申請可能であり、4月18日(水曜)当日、現場で申請し参加することもできる。

詳細については、特許庁産業財産保護支援課(042-481-5992)、又は韓国知識財産保護院(02-2183-5871~9)にお問い合わせを。

- 米国の特許弁護士が参加する知的財産権紛争対応に向けた実務セミナーを開催 -

韓国特許庁は、「米国の特許弁護士が参加する知財権紛争対応に向けた実務セミナー」を4月20日（金曜）午前9時、ルメリディアン・ソウルホテルのセザンヌルーム（ソウル江南区）で開催すると発表した。

韓国知識財産保護院が行った、2017年に米国で発生した特許紛争動向調査によると、韓国企業関連の紛争は計182件で、そのうち中小・中堅企業が41件（22%、提訴18件、被訴訟23件）を占めることが分かった。特に中小・中堅企業は、海外で知財権紛争が発生しても紛争専任組織などが不足しているため、問題解決に頭を抱えており、対策が必要な状況である。

今回のセミナーでは、米国特許業界で長年の豊富な経験を積んだ在米韓国人特許弁護士協会（KAIPBA）のメンバーが中心となり、最近、米国で発生した知的財産権紛争事例と効果的な対応戦略について紹介する。また、米国特許弁護士が知的財産権紛争をめぐる中小・中堅企業の悩みや問題点を聴取し、相談に乗る予定である。

午前のセッションでは、紛争に効果的に対応するための特許無効審判活用戦略、主な判例の動向および示唆点、スタートアップや中小企業の米国進出における商標出願の重要性と注意事項などについて事例を中心に紛争予防および対応方法について紹介する。

午後のセッションでは、知財権関連契約書の作り方や主なNPEのリスク特許分析および対応戦略、韓国特許庁による中小企業の知的財産保護に向けた支援政策などについて紹介する。

特許庁産業財産保護協力局の局長は「グローバルなビジネスを展開する企業が成功を収めるためには知財権紛争に備えることが欠かせない」とし、「知財権紛争に備える中小・中堅企業にとって今回のセミナーが役立つことを期待しており、特許庁の海外知財権保護政策も積極的に活用してほしい」と述べた。

セミナー参加を希望する企業や団体は、韓国知識財産保護院（02-2183-5831、kangs.j@koipa.re.kr）にお問い合わせを。また、セミナー現場でも参加申請できる。

3-3 特許庁、宅配代理店が運営する模倣品流通組織を摘発

韓国特許庁 (2018. 4. 24)

- ネイバーストアファーム、SNS、個人ショッピングモールなどのオンラインで模倣品を販売 -
- 715 億ウォン相当の模倣品を流通した販売者 17 人を立件 -

韓国特許庁の商標権特別司法警察（以下、特司警）は、大企業の宅配代理店などを運営し、中国から模倣品約 28 万点（正規品価格 715 億ウォンに相当）を搬入して販売した 2 つの流通組織を摘発し、17 人を商標法違反の疑いで立件した。そのうち、中国の総責任者と特定された中国の社長 1 人については、令状を発付してもらい指名手配した。

大企業の宅配代理店を運営しながら、模倣品を流通・販売した A 氏（39 歳、拘束）ら 5 人は、2015 年 1 月から 2017 年 4 月までナイキスニーカーなど 19 万 3,000 点余り（正規品価格 340 億ウォンに相当）を販売した。特司警は A 氏所有の物流倉庫（仁川桂陽区）に保管されていた、販売目的の模倣品 3 万 3,000 点余り（正規品価格 47 億ウォンに相当）を押収した。

A 氏らは、雇われ社長に手数料を払って事業者名義と通帳を借り、ネイバーストアファームなどに入店した。その後、中国からの模倣品を宅配物流基地の近くにある秘密倉庫に保管して販売してきた。

既に販売された約 19 万 3,000 点のうち、約 15 万点はネイバーストアファームを通じて販売されたことが明らかになった。ネイバーストアファーム（現、スマートストア）は、個人ショッピングモールの入店・運営が簡単なうえ、消費者が多いため、模倣品販売者が好むとみられる。

別の流通組織の物流担当 B 氏（37 歳、拘束）と B 氏から模倣品を供給されて販売した C 氏などの 12 人は、2016 年 1 月から 2018 年 1 月までオンラインショッピングモールで模倣品 4 万 1,000 点余り（正規品価格 189 億ウォンに相当）を流通・販売した疑いが持たれている。

特司警は宅配代理店のオフィス、車などに販売目的で保管していた模倣品 1 万 4,000 点余り（正規品価格 138 億ウォンに相当）も押収した。

特司警の調査によると、中国の総責任者は模倣品の宅配手数料を通常より2倍払うことで、国内の物流担当B氏を巻き込んだことが分かった。

今回摘発された販売者らは、模倣品をオンラインショッピングモールなどで正規品より安い値段で販売したが、消費者の疑いを避けるために並行輸入品に偽装したり、セールしたりするなどの手法を使った。

特許庁産業財産調査課の課長は「日増しに知能化・巧妙化する大規模な模倣品の販売・流通に対応し、模倣品流通組織が不正に得た犯罪収益を還収するために、販売履歴を徹底的に調査して送検した」とし、「犯罪事実および輸入内訳などについて国税庁に通知し、課税資料として活用してもらおうなど、関連機関間の協業に取り組みたい」と述べた。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 商標に東南風が吹く

韓国特許庁（2018.4.16）

- 背景にはフォーやトムヤンクンなど、ベトナムやタイ料理の人気がある-
- 東南アジア国名が入った商標出願が増え続ける-

最近、韓流と新南方政策（*）を追い風に東南アジアとの交流や関心が高まり、「東南アジア国名」が入る商標出願が持続的に増加したことが分かった。

*ASEANなどとの交流協力を4大強国レベルに格上げし、2020年までに中国との貿易量である2,000億ドル規模への成長を目指す外交政策

韓国特許庁によると、東南アジア国名が入った商標出願は2001年には20件に過ぎなかったが、2017年には107件（2001年比435%増、年平均伸び率11%）と、増え続けていることが分かった。

出願件数（2001年～2018年2月）を国名別に見ると、最近、バク・ハンソサッカー監督のブームが巻き起こっているベトナム（*）の国名商標（Vietnam）が計976件のうち360件と最も多く、次いで韓国歌謡（K-pop）と化粧品（K-beauty）が流行しているタイ（Thailand）が304件となっている。

*ASEAN諸国の中で、韓国との人的交流の規模が最も大きい。2017年には270万人が韓国とベトナムを訪問、韓国には17万人のベトナム人が、ベトナムには15万人の韓国人が住んでいる

続いて、香港 97 件、台湾 72 件、シンガポール 53 件、インドネシア 28 件、フィリピン 22 件の順であった。

商標登録は主に飲食業（ベトナム：フォー、生春巻き、タイ：トムヤンクン、パッタイ、香港：中華料理など）に集中しており、例外的にシンガポールは金融、航空、ホテルなど多岐にわたっていることが分かった。

*ベトナムが入った名称を使う飲食業の割合：70%、タイが入った名称を使う飲食業の割合：50%

このように東南アジアの国名が入った商標が増えている背景には、韓国と東南アジアの交流が活発（*）になっていることや、東南アジアを旅行した韓国人の好みやニーズに合ったビジネスが増えたことがある。さらに、韓流ブームも東南アジアに対する韓国人の関心を高めるなど、複数の要因が複合的に作用したとみられる。

*2007 年 6 月、韓国 - ASEAN の FTA が発効して以来、年平均 5.7% ずつ貿易量が増え、貿易規模は 2016 年に 1,188 億ドル（韓国貿易量の 13.2%）となり、韓国の第 2 位の貿易相手国となる

特許庁商標デザイン審査局の局長は「韓流ブームに加え、政府の新たな外交・経済政策の一つである「新南方政策」により、韓国と東南アジア間の交流が増加し、東南アジアの国名が入った商標が継続的に増加する見込みである」とし、「国名が入った商標だけでは顕著な地理的名称に該当し、商標登録を受けることは困難であるため、必ず図形や文字などと一緒に商標を出願しなければならず、現地で特定人の商標として知られている商標を模倣した商標出願も登録され難いということに留意すべきだ」と訴えた。

4-2 フランチャイズ運営の安定化を図るために商標制度の改善を推進

韓国特許庁（2018.4.26）

- 商標の使用意思確認制度を活用し、フランチャイズ商標権を加盟本部が保有できるように誘導 -

韓国特許庁はフランチャイズ本部（*）と商標権者が異なり発生するフランチャイズ事業運営の不安定性を低下させ、加盟店事業者（**）に発生しかねない不測の被害を防ぐために、加盟本部と商標権者を一本化するよう商標審査基準を改善すると発表した。

*加盟本部：加盟事業に関し、加盟店事業者に加盟店運営権を付与する事業者

**加盟店事業者：加盟事業に関し、加盟本部から加盟店運営権を付与された事業者

最近、フランチャイズ産業の繁栄に伴い、フランチャイズ商標権に関する紛争が頻繁に発生している。加盟本部法人と商標権者との間で紛争が生じ、全国数百以上の加盟店事業者は現在のブランドを捨て、商号を変えるなど、加盟本部との契約を解約し、商標権者と新契約を結ばなければならない混乱が生じている。

また、加盟本部で商標権使用料を商標権者（個人）に支給することで、加盟本部法人に費用負担が発生し、加盟本部はこれを加盟店事業者に転嫁する状況が発生しかねないとの懸念も強い。

特許庁はこの問題を解決するために、商標の使用意思確認制度を活用し、フランチャイズの商標権を加盟本部法人が保有できるように誘導する計画である。

現行商標法によると、商標登録は商標を使用するか、使用したい者に限って登録を受けることができ、特許庁は商標を使用するか、使用する意思がない者と疑わしい者に対して使用の意思を確認（*）することができる。

*実際、商標を使用していない、又は使用の意思なしに商標先取りなどの目的で商標を出願することを防止するために導入された制度（2012）である。個人が、大規模な資本や設備が必要な商品を指定した場合や、非類似の商品を多数指定した場合などに適用したが、最近、加盟事業分野で商標権問題が発生し、加盟事業分野にも拡大して適用することにした。

フランチャイズ商標は加盟本部法人や加盟店事業者によって使用される。加盟本部の代表者などの特殊関係人が当該商標を使用するわけではないため、加盟本部の代表者などの特殊関係人がフランチャイズ商標を出願する場合、特許庁が出願人に商標の使用意思を確認するということである。

加盟本部ではなく、個人出願人がフランチャイズ商標の登録を受けるためには、使用したい商標の加盟本部に出願人を変更しなければならない。こうなると、フランチャイズ商標権は自然に加盟本部法人に一本化するとみられる。

特許庁商標デザイン審査局の局長は「今回の制度改善により、加盟本部と商標権者間との紛争は減少し、加盟本部は、商標権の管理が便利になると同時に商標権使用料の支払

い負担も軽減し、さらに加盟店事業者はフランチャイズ運営の安定性を確保することができるだろう」とした。

また、「加盟店事業者は、商標権による不測の損害を防止するためには、加盟店運営契約を締結する際、加盟本部がフランチャイズ商標権を保有しているかどうかを情報公開書（*）で綿密に確認する必要がある」と付け加えた。

*情報公開書とは、加盟本部の一般状況、加盟本部の加盟事業の現状、加盟本部とその役員に関する事実などを収録した文書を意味する。加盟本部は加盟希望者に提供する情報公開書を公正取引委員会に登録しなければならない。

4-3 海外商標ブローカーへの大規模な共同対応支援事業を本格化

韓国特許庁（2018.4.30）

- 商標を無断で先取りする行為に対する韓国企業の共同対応支援を強化 -

韓国特許庁は、海外商標ブローカーが無断で商標を先取りしたことで、韓国企業の輸出競争力低下が懸念されている中、被害を被った韓国企業の権利保護およびブランド信頼度の向上に向けた共同対応支援事業を推進すると明らかにした。

この事業は被害を被った韓国企業を協議体に構成し、悪質な海外商標ブローカーを対象に異議申立て、無効審判などの法律対応と段階別の被害対応戦略を提供する総合コンサルティング支援事業である。

今年は中国の商標ブローカーへの対応に重点を置く予定である。昨年、中国が「商標審査および審理標準」を改正したことで無効審判請求が可能になり、それを根拠に被害を受けた韓国企業からなる協議体が無効決定を導き出し、勝訴する環境が整ったためである。

海外商標ブローカーは韓国企業の商標を出願した後、真の権利者である韓国企業に警告状を送るか、示談金や使用料を要求するなどして金銭的被害が持続的に発生している。海外商標ブローカーによる韓国企業の被害規模は2017年12月時点、約1,820件、約200億ウォンに達するとされる。

特許庁産業財産保護協力局の局長は「企業が一つになり、商標ブローカーの悪質な行為を立証すれば無効審判で勝訴する確率が高いため、被害を受けた企業が積極的に協力してほしい」と述べた。

特許庁は商標ブローカーへの共同対応支援事業だけでなく、海外商標ブローカーによる商標の無断登録行為に対する迅速な事前対応のために「早期警報システム」を運営しており、「中国に強い商標づくり」など、知財権保護に関する教育を一年中、提供している。

「海外商標ブローカーへの大規模な共同対応支援事業」の詳細については、国際知的財産権紛争情報ポータル (www.ip-navi.or.kr) と韓国知識財産保護院ホームページ (www.koipa.re.kr) で確認できる。お問い合わせは韓国知識財産保護院の海外協力チーム (02-2183-5835、5898) まで。

4-4 商標出願に清浄空気の風が吹く！

韓国特許庁 (2018. 4. 30)

- 空気清浄器に関する商標出願件数がこの5年間 80.9%増える -

最近、PM2.5に対する社会的な関心が高まり、生活に欠かせない家電となった空気清浄器の人気を反映するように、空気清浄器に関する商標出願件数が急増したことが分かった。

韓国特許庁によると、直近5年間(2013年～2017年)の空気清浄器に関する商標出願件数は計5,000件と、2013年の692件から2017年には1,252件へと大幅に増加し、約80.9%の伸びを示した。

同期間、全体の商標出願件数が31.6%増加したことに比べれば、空気清浄器に関する商標出願の伸びが目立つ。

かつては主に黄砂が発生する春に大気質に対する関心が寄せられたが、最近ではPM2.5により季節と関係なく大気質が生活における重要かつ敏感な影響要因になっている。

これを受けて、室内空気を快適かつ安全に管理したいという欲求が湧き、空気清浄器に対する関心と需要が高まり、商標出願件数が伸びたとみられる。特に2013年692件、2014年758件にとどまった出願件数は2015年に1,185件へと急増(約56.3%)し、2016年には1,113件、2017年には1,252件となり、最近の高い関心がうかがえる。

また、直近5年間の出願内容を類型別に見ると、韓国人が91.7%、外国人が8.3%を占めており、2013年7.5%であった外国人の割合が2017年には8.3%となり、やや増加したことが分かった。

韓国人による出願では中小企業が37.5%と最も高く、次いで個人23.8%、大企業22.0%、中堅企業15.8%の順であった。特に中小企業の場合、2013年の206件から2017年には534件となり、出願件数が約2.6倍に増え、著しい伸びを示した。韓国人による出願割合でも2013年の32.2%から2017年には46.5%となり、14.3ポイントも増えた。

特許庁商標デザイン審査局の局長は「日常生活に及ぼすPM2.5の影響が大きくなり、関心が高まるとともに、空気清浄器に関する商標出願が急増しているため、当面の間、この勢いは続くだろう」とし、「空気清浄器関連事業の安定的な展開には商標権の先取りが重要であるため、最近の中小企業の変化は望ましい」と述べた。

その他一般

5-1 心で世界を動かす

韓国特許庁 (2018. 4. 19)

韓国特許庁によると、最近、車椅子に生体情報の処理技術を取り入れたスマート車椅子関連の特許出願件数が増加している。

スマート車椅子関連の特許出願件数は2012年には9件に過ぎなかったが、2016年には24件となり、2012年比2.5倍以上に増加した。2017年には32件が出願され、前年比33%以上増加したことが分かった。

ノイズの除去および車椅子駆動までの長い応答時間など、依然として技術的障壁は存在するが、関連センサー技術および脳科学の飛躍的発展により、早期商用化が見込まれるため、今後、関連出願は増え続けるとみられる。

直近3年間(2015~2017)の出願を出願人別に見ると、企業31件(47%)、大学および研究所26件(39%)、個人10件(14%)の順であった。

ここで注目すべきは、大学および研究所の出願比率が前の3年（2012～2014）に比べて増加したことである。これは、医工学技術分野に対する政府の支援政策に支えられ、大学や研究所が研究開発に積極的に取り組んだ結果だといえるだろう。

技術分野別の出願動向を見ると、車椅子の傾斜角度克服技術の割合が52%から47%に減少した一方、車椅子に生体情報の処理技術を取り入れた認識技術の割合は27%から34%に増加した。

これは、技術トレンドが単純な機能を向上させる手動制御方式から認識技術を取り入れた能動制御方式に進化しているためとみられる。

特許庁次世代輸送審査課の課長は「韓国のスマート車椅子の技術は、技術をリードするドイツや日本に比べると、まだ初期段階にあるが、今後、関連需要の増大と韓国の融合技術生態系の強みを基に市場が成長すると見込まれるため、技術開発の初期段階から関連知財権を早期に確保しておくことが何より重要である」と強調した。続いて「スマート車椅子の技術により、これからは全身麻痺のような重度身体障害者の社会参加が可能になり、障害者が働ける機会がもっと増えるだろう」と見通した。

特許庁は、韓国企業、大学および研究所による知的財産権の創出、海外輸出企業向けの知的財産権戦略を継続的に支援している。

5-2 うちの町のガス配管は地震に安全？

韓国特許庁（2018.4.19）

- 地震発生の増加に伴う「配管耐震技術」に関連する特許出願の増加 -

韓国特許庁によると、配管の耐震技術に関する特許出願件数は、直近3年間（2015～2017年）216件と、前の3年間（2012～2014年）の132件に比べ、約63.6%増加したことが分かった。これは、国内外で大規模な地震が頻繁に発生し、災害に備える必要性が高まっているためとみられる。

過去9年間の出願動向を出願人別に見ると、中小企業221件（46%）、個人183件（38%）、外国企業45件（9%）、大企業と公企業18件（4%）、産学研12件（3%）であった。

地震が発生しても配管が壊れないようにする配管耐震技術は、配管と配管の接続部分にベローズのような蛇腹や球状のジョイントを設置するのが一般的である。最近では配管の

接続部分にセンサーや通信装置を設置することで、配管の接続部分がずれる場合、外部から迅速に対応可能にし、被害を最小限に抑える技術も出願されている。

都市ガス配管に対する耐震設計は2004年から義務付けられたが、全体の配管の相当部分が2004年以前に設置され、実際、耐震設計された割合は全体の50%を下回っており、対策が必要である。

特許庁精密部品審査課の課長は「慶州と浦項で発生した強震により、地震の怖さが分かった国民が地震による被害予防に多大な関心を寄せている」とし、「配管耐震技術を含め、災害・安全に関する技術開発と特許出願がさらに活発になるよう、政府と企業は関心持つべきだ」と述べた。

5-3 第4次産業革命で弾みがついたスマート衣類

韓国特許庁 (2018. 4. 23)

- この3年間、スマート衣類に関する特許出願件数が7倍急増 -

スマート衣類は衣類に電子通信技術を取り入れたもので、市場規模が年平均76.6% (IDC (*))、2016~2021年、世界の出荷量基準) 拡大すると見込まれるほど、技術開発および知的財産権に対する関心も高まっている。

* IDC (International Data Corporation) : IT分野の市場調査専門機関 (米国)

韓国特許庁によると、直近3年間のスマート衣類に関する特許出願件数は、センサーと通信技術の飛躍的な発展に伴い急増した。2014年には6件に過ぎなかったが、2017年には40件となり、約7倍に増加した。特に、「インフォテインメント (*)」と「医療」分野での伸びが目立った。その理由としては、「インフォテインメント」はセンサーや通信技術との技術融合が容易であるため、「医療」は製品開発による期待収益率が他の分野より高いことが挙げられる。

* インフォテインメントとは、情報 (Information) と娯楽 (entertainment) の合成語で、情報伝達と娯楽性が結合した用語

過去10年間のスマート衣類の出願動向を技術分野別に見ると、「インフォテインメント」が35件 (24%) で最も多く、次いで「医療」が28件 (19%)、「保護」および「スポーツ」は、それぞれ25件 (17%) であった。

出願人別に見ると、全体の出願件数 146 件のうち、企業による出願が 51 件（35%）で最も多く、続いて個人による出願が 41 件（28%）、大学による出願が 37 件（25%）であった。特に、この 3 年間、企業による出願が 37 件となり、全体出願 92 件の 40%以上を占めた。この背景には最近、スマート衣類に関する業界の関心が高まったことや活発な研究活動があるとみられる。

国籍別に見ると、韓国人による出願が 139 件（95.2%）と圧倒的に多く、外国人による出願は 7 件（4.8%）に過ぎなかった。

出願人別に見ると、梨花女子大学と国民大学がそれぞれ 8 件（5.5%）、次いでブラックヤク、ファッション産業研究院、生産技術研究院などがそれぞれ 5 件（3.4%）であった。梨花女子大学と国民大学による特許出願は国家研究開発事業の成果で、大学の特許出願における政府の役割がどれほど重要であるかが分かる。

特許庁高分子繊維審査課の課長は「スマート衣類市場はまだ初期段階であるが、第 4 次産業革命の技術との融合による飛躍的な成長が見込まれるため、技術開発および研究投資を拡大し、より多くの知的財産権を先取りすることが何よりも重要である」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます）により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知財チーム